

2021年 8月 28日

会長 祖岩 亨道

佐賀県内のバスケットボールに係る行事開催について (再通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、8月27日に追加の道府県を含めて21都道府県に緊急事態宣言が(9月12日まで)拡大され、まん延防止重点措置に佐賀県を加え、12県に拡大し発令されています。

今後も様々な状況を考慮し、対応していく必要があります。政府やスポーツ庁、日本バスケットボール協会の動向をふまえながら、佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県スポーツ協会とも連携をとって、感染拡大防止対策を継続して実施していきます。何卒ご協力ください。

本協会として、以下の通り、県内のバスケットボール行事に関わる開催に係る現時点の方針を、関係団体、登録チーム、登録選手等、皆様に通知いたします。

記

1. 必ず「JBA バスケットボール活動再開に向けたガイドライン第3版」(1月21日)を熟読し実行すること。
(<http://www.japanbasketball.jp/news/58115>)
2. 今後、佐賀県バスケットボール協会が主催または協力する大会については、以下のとおりとする。
 - 各カテゴリーにおいての活動は当面の間、自粛すること。
リーグ戦、カップ戦、講習会については中止・延期とする。
 - 8月27日以降の県内公式戦開催については、全国・九州大会など、上位大会へつながる大会については開催を認める。(特別な事情として。)開催については、無観客で行い、選手、スタッフ、役員は健康チェックと検温(2週間前から)を行い、感染防止対策(手指消毒の徹底、マスク着用、他)をしたうえで行うこと。なお、後日全国・九州大会が中止との連絡を受けた場合や、これ以上感染拡大により大会運営が困難になる場合や会場借用ができなくなった場合は、延期、中止を検討すること。
 - 審判をする際には必ず**レフリースーツ**とフェイスカバーをつけて行うこと。健康チェックと検温は必須(2週間前から)。
3. 全カテゴリー(審判を含む)において、以下の形で対応すること。
 - 緊急事態宣言が出されている地域との往来、これら地域での会食は自粛すること。(宣言解除まで)
 - 県境をまたいだ移動については、自粛すること。(再度、指示、判断がでたときには連絡します。)
 - 感染状況の情報を収集し、感染予防対策を講じること。
 - 県内外チームとの対外試合、交流は自粛すること。
 - 学校の場合は、所属長の判断に従うこと。
クラブチームの場合はチームの責任者とカテゴリーの責任者と話し合い、県協会へ連絡し判断を仰ぐこと。
 - 食事は対面にならないように、また食事中は会話を避けること。県内外での夜の懇親会などは自粛。
4. 協会内の各種会議については、リモート会議もしくは、感染予防対策を講じた上での少人数(15名以内)の会議を認めるが不要不急の会議は延期もしくは中止する。その判断については会長および専務理事に相談し、書面の配付で済むものは会議開催を省略する。(*状況が変わり次第、再度通知する場合があります。)